

## 福生病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書（福生病院企業団情報公開条例（平成31年条例第1号）第2条第2号に規定する公文書をいう。）の写しの交付を受けようとする者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関（福生病院企業団企業長（以下「企業長」という。）及び監査委員をいう。）が法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の附属機関は、福生病院企業団情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会条例（平成31年条例第3号）第1条に規定する福生病院企業団情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会とする。

(審議会への諮問)

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、福生病院企業団情報公開条例第22条第1項に規定する福生病院企業団情報公開・個人情報保護及び行政不服審議会に諮問するものとする。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(福生病院企業団個人情報保護条例の廃止)

2 福生病院企業団個人情報保護条例（平成31年条例第2号）は、廃止する。

(福生病院企業団個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める義務については、なお従前の例による。
  - (1) この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の福生病院企業団個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において旧実施機関の職員であった者 旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)を漏らしてはならない義務
  - (2) 施行日前において旧条例第5条第1項に規定する保有個人情報取扱事務(以下「旧保有個人情報取扱事務」という。)の受託者(旧条例第8条第4項に規定する受託者をいう。以下同じ。)であった者 旧条例第8条第6項の規定による旧実施機関から委託又は指定を受けた事務について知り得た旧個人情報を漏らしてはならない義務
- 4 施行日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第23条又は第25条第1項若しくは第2項の規定による請求(以下「旧請求」という。)がされた場合における旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)(それに該当しない同条第4号に規定する特定個人情報を含む。)の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる審査請求については、なお従前の例による。この場合において、当該審査請求に対する裁決をすべき旧実施機関は、福生病院企業団情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会条例(平成31年条例第3号)第1条に規定する福生病院企業団情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会に諮問するものとし、その調査審議の手続については、旧条例の規定の例によるものとする。
  - (1) 施行日前に旧実施機関がした旧条例第15条第1項本文に規定する開示決定等(以下「旧開示決定等」という。)、旧条例第24条第1項本文に規定する訂正決定等(以下「旧訂正決定等」という。)若しくは旧条例第26条第1項本文に規定する利用停止決定等(以下「旧利用停止決定等」という。)又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後に旧実施機関がした旧開示決定等、旧訂正決定等若しくは旧利用停止決定等に対する審査請求
  - (2) 施行日前に旧実施機関に対してされた旧請求に係る当該旧実施機関の不作为に対する審査請求
- 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報(個人の秘密に属する事項が記録されたものに限る。)を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるよう

に体系的に構成したもの（全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（1） 第3項第1号に掲げる者

（2） 第3項第2号に掲げる者又はその従事していた者

7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 受託者の代表者又は人の代理人、使用人その他の従業者が、その受託業務に関して第5項又は第6項に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該違反行為と同様の罰金刑を科する。

9 偽りその他不正の手段により、旧条例第15条第1項の規定による開示決定に基づく旧保有個人情報の開示を施行日以後に受けた者は、5万円以下の過料に処する。

10 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。